

議 案 第 20 号

松戸市病院事業使用料手数料条例の一部を改正する条例の制定に
ついて

松戸市病院事業使用料手数料条例の一部を改正する条例を別紙のように定め
る。

平成25年9月3日提出

松戸市長 本郷谷 健 次

提 案 理 由

セカンドオピニオンを実施することに伴い、当該実施に係る料金を新たに設
定するため。

松戸市病院事業使用料手数料条例の一部を改正する条例

松戸市病院事業使用料手数料条例（昭和36年松戸市条例第27号）の一部を次のように改正する。

別表中

「

長期入院料 1日につき	診療報酬点数表による通算対象入院料の1割5分に相当する額
-------------	------------------------------

」を

「

長期入院料 1日につき	診療報酬点数表による通算対象入院料の1割5分に相当する額
セカンドオピニオン相談料 1回につき	30分まで10,000円 以後30分増すまでごとに10,000円を加算する。

」に

改め、同表備考第1項中「長期入院料」の次に「、セカンドオピニオン相談料」を加える。

附 則

この条例は、平成25年11月1日から施行する。